

高知県森林整備公社の経営改善に向けて



土地所有者の皆様へ

高知県森林整備公社は、国土の保全と森林資源の造成を図り、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上に寄与することを目的として、森林の持つ公益的機能の発揮に携わって参りましたが、近年の木材価格低迷などにより、山の手入れに要した費用を回収できない状態になり、経営が厳しい状況になっています。

これらの事情から平成24年2月20日に、高知県知事の委嘱する第三者によって組織された高知県森林整備公社経営検討委員会より「社団法人高知県森林整備公社の経営改革プラン」が提言されました。

公社では、この提言事項を進めるため、県の指導・支援の下、職員一丸となって取り組むこととしています。

つきましては、土地所有者の皆様方には、公社の現状をご理解いただき、経営改善に向けた取り組みについてご協力を、お願い申し上げます。

平成24年6月 理事長 臼井 裕 昭

主な経営改善策

団地ごとに応じた経営

経営体制の改善

分収林契約の解除等

分収割合の見直し

改善策の取り組みにあたって

造林契約は土地所有者様との合意の上、形成されるものでありますので、契約変更及び解除につきましては、公社が土地所有者様を個別に伺い、十分な説明と理解を得ることを前提に取り組みます。

① 公社の現状

公社設立以来、分収造林事業を進めてまいりましたが、借入金等投資経費の回収が困難な状況にあります。

－ 平成22年度収支試算 －

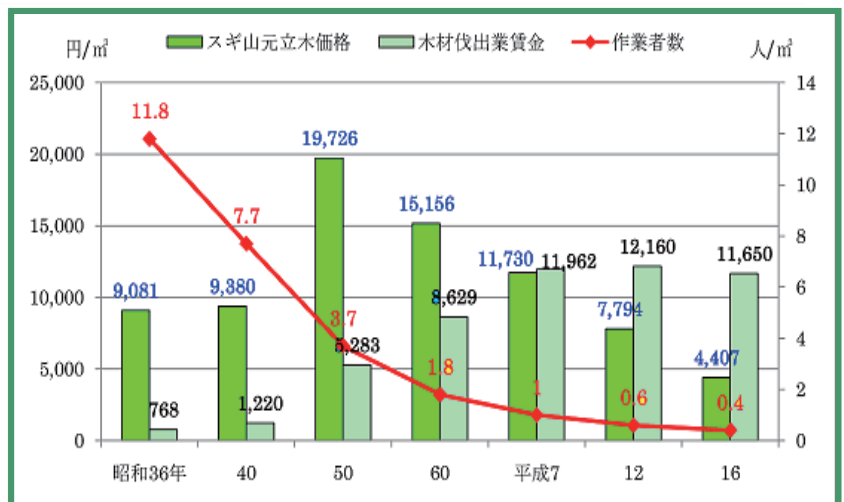


現在の借入金は約 279 億円あり、今後の支払利息や森林管理費等から収入見込み額(平成 21 年度木材平均価格で積算)を引くと、約 146 億円の債務超過。

② 国産木材 1 m³ 価格と伐出業賃金の推移

国の統計資料によると、昭和 50 年の山元立木価格はスギ 19,726 円/m³、ヒノキ 35,894 円/m³でしたが、その後、輸入木材等の影響により平成 23 年現在、スギ 2,838 円/m³、ヒノキ 8,427 円/m³にまで下落しています。

スギ 1 m³ で雇用できる伐木作業員数



厚生労働省「林業労働者職種別賃金調査」、(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」より

経営改善策

① 団地ごとに応じた経営

経営体制の効率化を図るため、投資額の回収可能性(採算性)により団地を下表のとおり区分し、それぞれの区分に応じた経営をします。

◇ 区分基準

区分	内 容
A	将来の投資額及び今までの投資額の全額が回収可能
B	将来の投資額の全額と今までの投資額の50%以上が回収可能(A以外)
C	将来の投資額の全額と今までの投資額の25%以上が回収可能(A、B以外)
D	将来の投資額の全額と今までの投資額の一部が回収可能(A、B、C以外)
E	将来の投資額の一部と今までの投資額の全額が回収不可能(A～D以外)

◇ 区分ごとの経営方針

1. A、B、C、Dについては単年度収支黒字額の範囲内で森林整備事業を行い、優先順位は「A」から「D」とする。
2. Eについては今後の事業は見合わせ、公社森林所有権(公社持分)を土地所有者等に時価評価等で売却(契約解除)する。

② 経営体制の改善

◇ 経費削減

人件費等、管理経費の削減

◇ 増収対策

利用間伐の積極的实施による事業収支の黒字化

◇ 有利子負債の削減

有利子借入金の繰上げ返済

◇ 効率的な事業執行体制の確立

森林組合等への分収林管理委託の推進

◇ 経営体制の強化

理事会の活性化、チェック体制の強化、モニタリング経営の実施

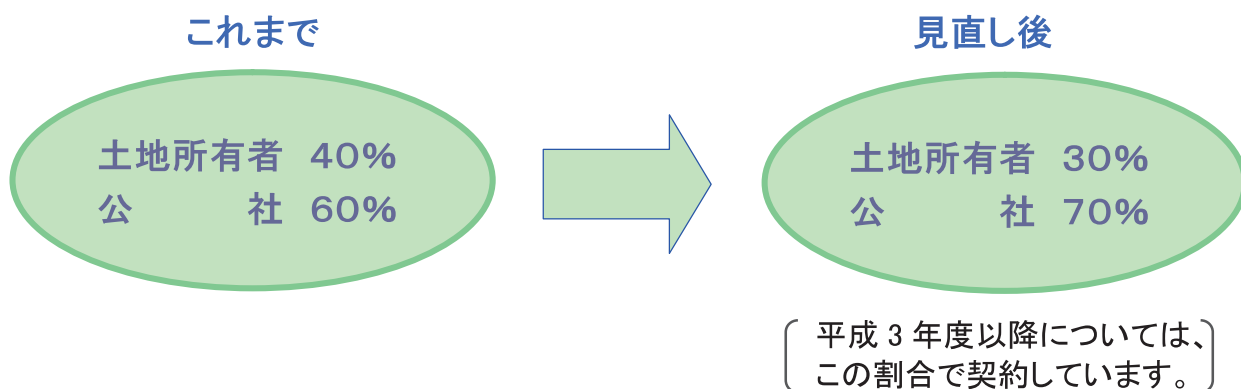


経営改善策

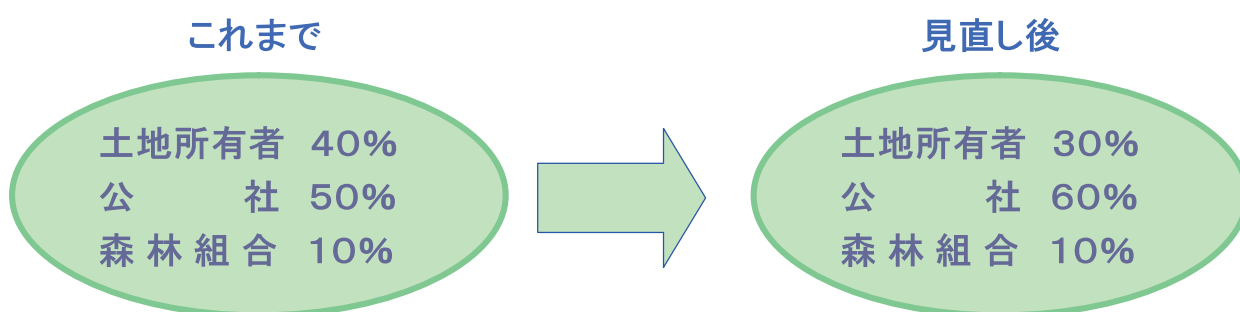
③分収割合の見直し

現在の分収割合は、木材価格の高かった時代を反映したものであるため、下記のとおりに変更を検討していただくものです。

(1)2者契約の場合



(2)3者契約の場合



(3)土地所有者が市町村の場合

2者契約 ⇒ 市町村10% 公社90%

3者契約 ⇒ 市町村10% 公社80% 森林組合10%

尚、分収割合の見直しが困難な場合につきましては、間伐収入を森林管理費として充当させていただくこと等を検討いたします。

ご連絡・お問い合わせ

社団法人 高知県森林整備公社

〒780-8064 高知市朝倉丁280番地2 TEL 088-850-7870 FAX 088-844-0180

E-Mail kssk@kochissk.jp ホームページ <http://kochissk.jp/>